

特別免許状制度について

I. 制度の目的・概要

大学での養成を受けていないが優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るため、授与権者の行う教育職員検定により学校種及び教科ごとに授与する「教諭」の免許状。

(昭和63年に創設)

II. 担当する教科等

小学校、中学校、高等学校における全教科 (平成10年に対象教科を拡大)
 特殊教育諸学校における特殊の教科 (理療、理容、自立活動など)

III. 授与手続・要件

【授与手続】

1. 任命・雇用しようとする者による「学校教育の効果的な実施に必要」との推薦
2. 都道府県教育委員会が行う教育職員検定 (人物・学力・実務・身体) ← 言論など、自由なもの
 (合否決定に際し、学校教育に関する学識経験者等へ意見聴取)

【授与要件】

1. 担当する教科の専門的な知識経験又は技能
2. 社会的信望・熱意と識見 (平成14年に学士要件を撤廃)

IV. 免許状の効力

授与を受けた都道府県においてのみ終身有効
 (平成14年に有効期限(5~10年)を撤廃)

V. 授与件数・事例

【授与件数】

平成17年4月1日現在：延べ163件

【件数の推移】

	計
平成元年度	14
平成13年度	4
平成14年度	6
平成15年度	47
平成16年度	49

【主な事例】

高等学校の書道 [書道家]、公民 [新聞記者]、保健体育 [高校野球監督]、英語 [企業で英文和訳担当]、家庭 [調理師専門学校教員]、工業 [製鉄会社職員]、商業 [企業で会計処理担当]、水産 [航海士]、看護 [医師・看護師]、宗教 [住職・牧師]
 中学校の理科 [農学博士・研究者]